

裁判官認印

事件の表示 平成25年(ネ)第38号 不当条項差止等請求控訴事件
(原審 名古屋地方裁判所平成23年(ワ)第5915号)

第1回弁論準備手続調書(和解)

期 日 平成25年9月13日午後2時00分

場 所 等 名古屋高等裁判所民事第2部準備手続室

(電話会議の方法による)

受命裁判官 内堀宏達

裁判所書記官 坂野美和

出頭した当事者等

控訴人代理人 吉田清悟 (06-6365-0515)

被控訴人代理人 荻原典子

同 柘植直也

同 伊藤陽児

同 鋤柄 司

当事者の陳述等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙1のとおり

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因(事案の概要)は、原判決(名古屋地方裁判所平成23年(ワ)第5915号不当条項差止等請求事件)記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 和解条項

別紙2のとおり

裁判所書記官 坂野美和

別紙 1

当 事 者 の 表 示

大阪市北区梅田3丁目3番1号

控 訴 人	学 校 法 人 モ ー ド 学 園
同 代 表 者 理 事 長	粕 谷 俊 彦
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	吉 田 清 悟

名古屋市中区丸の内2丁目18番22号

旧名称 特定非営利活動法人あいち消費者
被害防止ネットワーク

被 控 訴 人	特定非営利活動法人消費者被害防止ネット ワーク東海
---------	------------------------------

同 代 表 者 理 事	杉 浦 市 郎
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	荻 原 典 子
同	小 田 典 靖
同	柘 植 直 也
同	伊 藤 陽 児
同	鋤 柄 司
同	牧 野 一 樹
同	竹 之 内 智 哉
同	西 森 由 紀 子
同	松 澤 良 人
同	武 川 真 弓
同	岩 城 善 之

以 上

別紙 2

和 解 条 項

1 控訴人は、平成27年度から、名古屋医専の別紙平成25年度「学費返金に関する規定」について、以下の内容の改正をする。

(1) 第4条1項を次のとおり改める。

「納入後の学費は、次の①、②及び③に掲げる者がそれぞれ①、②及び③に定める日までに入学辞退を申し出、かつ、返金手続を行った場合に限り、返金する。

① 専願でのAO入試、専願での推薦入試、専願での一般・社会人入試その他専願を資格要件とする入学試験に合格したことによって入学を許可された者 当該者の入学年度の当該学科に係る一般・社会人入試の2次募集の受付締切日

② 編入学入試に合格して入学を許可された者 当該者が入学する年の2月1日

③ ①及び②以外の一般・社会人入試によって入学を許可された者 当該者が入学する年の3月31日」

(2) 第4条2項2行目の「3月31日」を「1項①、②及び③に掲げる者につき、それぞれ①、②及び③に定める日」に改める。

2 控訴人は、名古屋医専の平成27年度以降の学生募集について、前項による改正後の「学費返金に関する規定」を適用する。

3 控訴人は、名古屋医専の平成26年度の学生募集に係る納入後の学費の返金について、第1項による改正前の「学費返金に関する規定」にかかわらず、第1項による改正後の「学費返金に関する規定」によるのと同じの取扱いをするものとする。

4 控訴人は、平成26年4月30日限り、第1項による改正前の「学費返金に関する規定」中、第4条1項但書きに基づいて作成された書面及び電子データ類を破棄する。

5 被控訴人はその余の請求を放棄する。

6 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

7 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、各自の負担とする。

以 上

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

学 費 返 金 に 関 す る 規 定

(目 的)

第1条 この規定は、名古屋医専学則（以下「学則」という。）第28条2項の規定に基づき、学費返金について必要な事項を定めるものとする。

(入学金)

第2条 入学金はいかなる理由があっても返金しない。

(学 費)

第3条 返金する学費は、授業料、教育充実費、施設・設備維持費、教材費・実習費とする。

(新入生に関する返金)

第4条 納入後の学費は、定められた期日までに入学辞退を申し出、かつ返金手続を行った場合に限り返金する。ただし、AO入試・推薦入試・専願入試によって入学を許可された場合は返金しない。

2. 入学辞退における学費返金を申し出る場合は、入学相談室宛以下の書類を入学者本人が、3月31日までに提出するものとする。（郵送の場合は当日の消印有効）

提出書類

(1) 入学辞退書（書式任意）

届出日・本人氏名・生年月日・学籍番号・入学辞退理由・保証人氏名・住所・連絡先電話番号を必ず自筆で記入・捺印のこと

(2) 学校発行の入学許可証（写し）

(3) 納付金振込証明（写し）

(4) 返却依頼書（学校所定用紙）

なお、上記期限が過ぎた者は返金しない。

(進級生に関する返金)

第5条 納入後の学費は返金しない。

2. 進級辞退における学費返金を申し出る場合は、管理部宛以下の書類を学生本人が3月1日までに提出するものとする。（郵送の場合は当日の消印有効）

提出書類

(1) 進級辞退理由書（書式任意）

届出日・本人氏名・生年月日・学籍番号・進級辞退理由・保証人氏名・住所・連絡先電話番号を必ず自筆で記入・捺印のこと

(2) 納付金振込証明（写し）

(3) 返却依頼書（学校所定用紙）

なお、上記期限が過ぎた者は返金しない。

(返金方法)

第6条 返金方法は指定口座への振込とする。

付 則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する

これは正本である。

平成25年9月17日

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判所書記官 坂野美和

